

議案第14号

みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小山 祐

説明

この案を提出するのは、特別職の職員で非常勤のものうち、農業委員会の委員等の報酬の額を見直すため必要があるからである。

みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部
を改正する条例

みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項中「年額557,334円以内において」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後のみよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のみよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
(報酬)			
第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。			
2 略			
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から監査委員の項まで 略		同左	
農業委員会		農業委員会	
会長	月額29,900円に市長の定める額を加算した額	会長	月額29,900円に年額557,334円以内において市長の定める額を加算した額
会長職務代理者	月額23,800円に市長の定める額を加算した額	会長職務代理者	月額23,800円に年額557,334円以内において市長の定める額を加算した額
委員	月額20,700円に市長の定める額を加算した額	委員	月額20,700円に年額557,334円以内において市長の定める額を加算した額
農地利用最適化推進委員	月額20,700円に市長の定める額を加算した額	農地利用最適化推進委員	月額20,700円に年額557,334円以内において市長の定める額を加算した額
固定資産評価審査委員会委員の項以下 略		同左	
備考 略		備考 略	